

第4号様式(第10条関係)

会議録(要旨)(案)

| | |
|------------------------------------|---|
| 会議名 | 第3回新青梅街道沿道地区まちづくり協議会 |
| 開催日時 | 平成25年4月26日(金) 午後7時～9時 |
| 開催場所 | さくらホール(市民会館) 展示室 |
| 出席者及び欠席者 | <p>出席者：福田調整役、榎本委員、加園委員、築地委員、寺本委員、波多野(睦)委員、波田野(佑)委員、比留間(喜)委員、比留間(孝)委員、宮崎委員、本木委員、渡辺委員 欠席者：田代委員、比留間(勇)委員、三浦委員 事務局：小田中都市整備部長、指田都市計画課長、加藤都市計画課主査、栗原都市計画課技師、新青梅街道沿道地区まちづくり協議会資料等作成委託業者(東日本総合計画(株))</p> |
| 議題 | <p>1 会議録の承認について 2 明確なビジョンに基づくまちづくりの誘導について 3 会議の日程について 4 その他</p> |
| 結論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。) | <p>議題1について 第2回会議録(資料3-1)について、委員からの指摘箇所を一部修正の上、出席者全員に了承された。</p> <p>議題2について 事務局による「明確なビジョンに基づくまちづくりの誘導」(資料3-2)についての説明後、任意の2グループ編成を行い、グループごとに課題について討議を行った。 最後に、各グループの発表を行い、全体で討議内容を確認した。</p> <p>議題3について 次回会議の日程は、平成25年5月27日(月)午後7時、市役所4階401大集会室とし、詳細については後日事務局から通知する。</p> <p>議題4について 都市整備部長より、今後の協議会の討議の方向性、まちづくり計画の概要等について説明が行われた。</p> |

| | |
|--|---|
| | <p>議題1 会議録の承認について</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 資料3－1に基づき説明。<説明省略> ○ 異議、意見等はどうか。 ○ 第2回会議録p 5の舎人ライナーを例示とした生活圏の分断について、本市の場合は、そのような問題の心配はないという確認の意見であったことから、記述の修正をいただきたい。 ○ 了承した。他に、異議、意見等はどうか。 (その他、異議はなく、出席者全員に了承された。) <p>議題2 明確なビジョンに基づくまちづくりの誘導について</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 資料3－2により説明。<説明省略> ○ 本日は、課題に基づき、まちづくりのビジョンを討議していただきたい。現実的には20年間くらいを想定することが具体的ではあるが、近い将来から未来までを見据え、約20年その先でも構わない、将来的にはこんなまちにしたいという、まちなみを描いて欲しい。モノレール整備は時系列では真ん中辺りにあたるが、この時系列のブリッジの時間とまちの歩みを想定し、意識しながら議論いただきたい。今回の成果を基として、今後の討議のベース、出発点にしたいと考える。 ○ 本日の進め方については、充分な議論ができるよう2つのグループに分かれ、議題に沿って誘導したいまちなみ、誘導すべきでないまちなみについて、各委員の具体的な意見をカードに記入いただき、時系列に沿い整理する。最後に発表を行い、共有の時間を取りたいと考えている。 <p style="text-align: center;">———— グループ討議 ———</p> <p style="text-align: right;"><各グループ討議の整理は別紙参照></p> <p>○ 話し合いの主な内容について、グループごとに代表を選出し、発表をお願いする。</p> <p>【Aグループ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 近い将来、道路が拡幅され、広くなった際に何を創るかを話し合った。人の集まる場、市民利用の場、また、将来的に燃料電池等を使ったエコカーの充電スポットや道の駅等を合体させたものなどが挙げられた。まず、市境周辺にそのような施設があれば武蔵村山市のシンボル的なものになり得ると考える。 ○ 道路拡幅時には、街路樹の整備と安全性の確保を考えたい。 ○ 道路が整備されていけば、商業施設や病院等も誘致していくと考える。 ○ 拡幅段階でモノレールの整備が具体的になる。モノレールありきで、駅が整備されると人が動く。集合住宅等の整備により人口が増加し、子どもも増える。人の流れを前提とした検討が必要となる。銀行等の業務施設も誘致し、まちが次第にできてきたら、将来的には、アクセスしやすいように核の新駅周辺に行政施設をもってきた方が良いと考える。 |
|--|---|

- 誘導すべきでないまちなみについては、墓地や風俗店、ゴミ処理場などが挙げられた。
- まずは、道路の拡幅により、サブ核等に市民の利便性が向上する場を確保したい。次に、モノレールを前提としたまちづくりを進めたい。

【Bグループ】

- 初めはまちなみの具体的なイメージを話し合ったが、最終的にはビジョンが重要であるに至った。どういったまちにしていきたいのかが重要であると考えた。
- 道路が30mに拡幅され、モノレールが整備され、通勤・通学等が便利になる。道路拡幅から市民の利便性は向上するが、人になんでもらえるようなまち、武蔵村山市らしさがどうあるべきかの議論を行った。多様な意見が出されたが、全体的には、穏やかなまちのイメージ、縁の多い健康志向のまちなどが挙げられた。
- 具体的内容では、村山団地の畠を活性化に活用できないか、例えば村山うどんが一ヶ所に集まったスポットや道の駅的なもの、アンテナショップ等の活用も考えられるのではないか。
- 長期的には、統一感のあるまちなみや景観誘導が必要であるとの意見がある一方、まちの中を周遊させるような仕掛けを創っていった方が良いのではないかという意見もあった。その際には、モノレールの整備が前提となるが、サイクリングロードや自転車道の整備、レンタサイクル等のまちを楽しむ仕掛けが必要である。道路整備のみではなく、まち全体の活性化につなげることが重要ではないか。
- 道路沿道に関しては、パチンコやゲームセンター、大規模商業施設はもう良いだろう、車のディーラーは必ず整備工場も付随してくるので、まちなみへの配慮など、統一感のあるまちなみを創り上げていく必要がある。
- 今回のまちづくりの目的、落としどころとなるのではないかと思うが、今後は、建築物の規制、用途による規制、また、ある程度の色彩の統一や風致まで発展させていくべき、最終的には、良好なまちなみ・景観誘導等につながっていくのではないかと考える。

-
- 発表全体について、付け加えたい事、質問等はないか。
 - 複合的未来型燃料施設の提案があったが、このようなエネルギーを選択できるような施設を意識的に誘致する可能性も考えられる。車利用を意識した新しい多くの人にアピールする未来型のまち、大きな施設ではなく、暮らしに密着した施設誘導という提案も良いのではないか。また、病院や福祉施設も近い場所へ、行政施設も将来的には利便性の高い場所へ、人の流れを考えた時には必要であると考える。

今回、大きな要素を出していただいた。これらを今後の議論の

| | |
|--|--|
| | <p>中で活かしていきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● モノレールが整備されないと、集合住宅はこないなどの意見が多くあった。確かにそうであるが、このまちづくりでは、少し長いスパンを見据えて、ビジョン的なものを示すような計画を考えている。新青梅街道拡幅後に、どんなまちが出来てくるのか、将来的にモノレールが整備されるまでを見据えて考えていく。まちづくり計画を既に持ち、それに基づく用途地域、地区計画等の都市計画の仕組みがしっかりしていることが、モノレールの延伸にもつながっててくるので、すぐに集合住宅等はないかもしれないが、想定した計画的なまちづくりを進めていくことが大切である。将来的には、行政機能を駅近辺にという意見については、まさに市が思い描いていることと合致している。高齢化対策や環境づくりなども含め、駅周辺のまちなみを誘導していくまちづくり方針を創っていきたい。今回の意見を、今後どう活かしていくか、課題としてまとめたい。 ◎ 今回の検討整理(掲示物)は、一つ一つ具体的な提案がつながっていくものとして、今後振り返ることも含めてとっておく。ここ2~3回は課題に従い、具体的な内容について議論を進めていく。将来像や課題の抜け落ちがないようにしていきたい。 <p>議題3 会議の日程について</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 次回は5月27日（月）午後7時、市役所4階401大集会室を予定している。詳細は後日通知する。 <p>議題4 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 沿道まちづくり計画は、こういうまちにしたいというビジョンを定めていく。漠然とした想いがカタチになるような計画としてまとめていきたい。都市計画マスタープランは、それをさらに集約したものである。実際にどのように誘導していくかというと、都市計画のしくみである用途地域という全国統一の基準があり、その基準を新たに定めて誘導するなど、協議会のまちづくりを具体化していく。また、地区計画はさらに基準を細かくしたもので、用途地域で建築可能なものでも、地域にそぐわないとして建築を禁止したり、色彩を細かく決めたりできる。これらが法に基づく誘導等である。それ以外に法で定められないものについては、沿道地区まちづくり計画ができると、建築する際に市への届出が義務付けられるので、その場を活かして市で指導を行っていくことができる。更に踏み込むと、これらの制限等が「アメとムチ」の「ムチ」の部分であり、市では「アメ」の部分として、市の企業誘致条例を適用させて資金援助をする等、うまく導入できないかを検討したりしている。まちづくりの誘導は、こうした多様な手法を用いて行っていきたいと考えている。協議会の検討がこうした手法に反映できるよう、具体的に議論していきたいと考えている。 ◎ 都市計画マスタープランについては、夏頃までなら調整できる |
|--|--|

| | |
|--|--|
| | <p>可能性がある。この間に多くの議論を深め進めていきたいと考えている。</p> |
| | 以上 |

| | | |
|-----------------|--|----------------------------|
| 会議の公開・ 非公開の別 | <input checked="" type="checkbox"/> 公開 | 傍聴者： <u>4</u> 人 |
| | <input type="checkbox"/> 一部公開 | |
| | <input type="checkbox"/> 非公開 | ※一部公開又は非公開とした理由 [] |
| | | |

| | | |
|------------------|--|---|
| 会議録の開示・ 非開示の別 | <input checked="" type="checkbox"/> 開示 |) |
| | <input type="checkbox"/> 一部開示(根拠法令等： | |
| | <input type="checkbox"/> 非開示(根拠法令等： |) |

| | |
|-------|---------------------|
| 庶務担当課 | 都市整備部 都市計画課(内線：273) |
|-------|---------------------|